

(件名) インフルエンザ診断時の提出書類について

インフルエンザと診断された場合は、出席停止の措置をとり登校再開の際に登校許可の証明を医師により記入していただいております。

昨年度、厚生労働省よりインフルエンザにかかわる医療機関への負担を考慮する見解が示されたこと等を踏まえ本校では今後以下のとおりと致しますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

- ① 「登校許可証明証」・・・医師による証明（医療機関の書式でも可）
 - ② 「インフルエンザ療養報告書」・・・保護者が記入
- ※①又は②の提出で登校許可といたします。

出席停止期間は

【発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで】となります。

発症した日から数えると 6 日間の出席停止が必要です。早く解熱した際も最低、発症後 5 日は出席停止となります。その後は解熱した日によって出席停止が延期されていきます。
※医師が感染のおそれがないと判断した場合は、これより早い時期でも登校可能ですが医師が記載した登校許可証が必要となります。

	発症日	発症後						
	0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目
①	発症		解熱				登校可能	
②	発症			解熱			登校可能	
③	発症				解熱			登校可能

出席停止期間は、家庭で安静に過ごしましょう